

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 関谷皮膚科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府 1053
- (3) 設立認可年月日 平成13年3月30日
- (4) 設立登記年月日 平成13年6月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	関谷皮膚科	2113200220	岐阜県瑞穂市別府 1053	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月25日 令和4年度決算承認の件
 令和5年8月27日 役員報酬改定承認の件

様式 26-3

法人名 医療法人社団 関谷皮膚科
所在地 岐阜県瑞穂市別府 1053番地

※医療法人整理番号	0	0	5	0	7
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	32,951 千円
2. 負 債 額	4,812 千円
3. 純 資 産 額	28,139 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,079
B 固 定 資 産	6,872
C 資 産 合 計 (A+B)	32,951
D 負 債 合 計	4,812
E 純 資 産 (C-D)	28,139

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式26-1-4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 関谷皮膚科
 所在地 岐阜県瑞穂市別府1053番地

※医療法人整理番号	0	0	5	0	7
-----------	---	---	---	---	---

貸借対照表
 (令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	26,079	I 流動負債	2,027
II 固定資産	6,872	II 固定負債	2,785
1 有形固定資産	6,088	負債合計	4,812
2 無形固定資産	260	純資産の部	
3 その他の資産	524	科目	金額
		I 資本金	9,500
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	18,640
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	28,139
資産合計	32,951	負債・純資産合計	32,951

様式26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 関谷皮膚科

※医療法人整理番号 00507

所在地 岐阜県瑞穂市別府1053番地

損 益 計 算 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,692
2 事業費用	59,323
本来業務事業利益	1,369
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,369
II 事業外収益	696
III 事業外費用	0
経常利益	2,065
IV 特別利益	5
V 特別損失	34
税引前当期純利益	2,036
法人税等	72
当期純利益	1,964

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 関谷皮膚科
理事長 関谷 均 殿

私は、医療法人社団 関谷皮膚科の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を読覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月25日
医療法人社団 関谷皮膚科
監事 高井 直樹